

実行委員会方式（百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議）における分担金支出について 対象受検機関：府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議</p> <p>(1) 目的・取組 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）では、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産への登録実現に向けて、ユネスコ世界遺産センターへ提出する推薦書の作成や国内外への情報発信・機運醸成の取組みを行っている。</p> <p>(2) 費用負担 推進本部会議の運営及び事業に要する経費は、分担金及びその他の収入をもって充てる。 分担金の負担割合は、関係地方公共団体が共同で負担する。 負担割合は、大阪府8分の3、堺市8分の3、羽曳野市8分の1、藤井寺市8分の1とする。 [平成28年度 大阪府分担金 支出額20,127千円→実績（決算額）16,356千円] [平成29年度 大阪府分担金 支出額17,490千円] ※ 精算方法：構成団体の負担割合に基づき精算</p> <p>(3) 事務局 推進本部会議の事務を処理するため、事務局を大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課内に置く。 推進本部会議の出納事務は、大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課において処理する。</p> <p>2 実行委員会方式に関する過去の監査結果</p> <p>○ 平成26年度（都市魅力創造局魅力づくり推進課） （監査結果） 大阪・光の饗宴実行委員会に対する負担金支出の公正性を担保するため、大阪府と推進事務局の担当者を明確に分離し、適切な事務執行となるよう取り組まれたい。 （措置） 監査結果を踏まえ、以下のとおり改善を行い、公金の公平性の担保に努める。 ・実行委員会に対する負担金支出の公正性を担保するため、大阪府の負担金支出の担当者と推進事務局の経費支出担当者を明確に分離した。 ・大阪・光の饗宴事務局の支出については、他のグループの担当者がその都度、支出審査事務を行う。</p>	<p>1 推進本部会議から府へ分担金の請求事務を行う担当者と府における分担金の支出事務担当者が同一の職員であり職務の分離が行われていなかった。 分担金請求・支出事務手続における適正執行の確保の観点から、相互牽制が機能する執行体制となっていない。</p> <p>2 都市魅力創造局では、分担金支出事務に係る担当者の職務の分離について、これまでの監査結果（H26年度、H28年度）でも改善を求められたことを踏まえ、府の分担金支出の担当者と実行委員会の事務局の経理担当者を明確に分離し、同様の事案が発生することのないよう留意事項等を作成し、周知を行っていた。しかし、推進本部会議への分担金の支出事務手続においては、担当者の職務分離が徹底されておらず、周知だけでは再発防止が図られていない状況である。</p>	<p>都市魅力創造局の事業において、過去の監査結果で改善を求めた事項と同様のことが発生したことを踏まえて、以下の点に留意し、内部統制の強化を図られたい。</p> <p>1 推進本部会議に対する分担金支出の公正性を担保するため、推進本部会議から府へ分担金の請求事務を行う担当者と府における分担金の支出事務担当者を分離し、適切な事務執行となるよう改められたい。</p> <p>2 現在、都市魅力創造局チームサイトに掲載している留意事項等を再度局内で周知・定着させることを徹底されたい。 また、府の担当者と実行委員会の経理担当者の分離を徹底するため、都市魅力創造局内での経費支出に当たっては決裁関与者等が事前に担当者の分離を確認する仕組みを整備し、当該確認内容を記録し、共有するなどして内部統制の実効性を確保されたい。</p>

<p>○ 平成28年度（都市魅力創造局文化・スポーツ課） （監査結果） 芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会に対する負担金支出の公正性を担保するため、大阪府から実行委員会へ負担金を支出する担当者と実行委員会の事務局の経理担当者を分離し、適切な事務執行となるよう改められたい。 都市魅力創造局の事業において、過去の監査結果で改善を求めた事項と同様のことが発生したことを踏まえて、実行委員会方式で事業を実施する際の留意点等を共有する仕組みを整えられたい。 （措置） 芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会については、府から実行委員会へ負担金を支出する担当者と実行委員会の事務局の経理担当者を明確に分離した。 また、今回と同様の事案が発生することのないよう、監査結果については「協議会等団体の会計事務にかかる取扱基準」と併せて、局内への周知及び都市魅力創造局チームサイトへの掲載を行い、実行委員会方式における適正事務の徹底を図った。</p>		
措置の内容		
<p>推進本部会議については、府から推進本部会議へ負担金を支出する担当者と推進本部会議の事務局の経理担当者を明確に分離した。 なお、今回と同様の事案が発生することのないよう、監査結果については「協議会等団体の会計事務にかかる取扱基準」と併せて、局内への周知を行った。 また、府から協議会等団体へ負担金を支出する担当者と協議会等団体の事務局の経理担当者の分離を徹底するため、経費支出に当たっては、担当者の分離を確認する資料を決裁時に添付することにより決裁関与者が、担当者の分離を確認することを徹底した。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月7日、事務局：平成29年6月9日から同年7月4日まで）

彩都インキュベーション施設に係る補助事業について

対象受検機関：商工労働部成長産業振興室ライフサイエンス産業課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>彩都インキュベーション施設に係る補助事業について ライフサイエンス産業課では次の補助事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「彩都バイオベンチャー設備費補助事業」 2 「彩都バイオイノベーションセンター運営事業費補助事業」 <p>1 彩都バイオベンチャー設備費補助事業</p> <p>(1) 事業概要 「彩都バイオインキュベータ（平成16年7月開設）」、「彩都バイオヒルズセンター（平成18年4月開設）」及び「彩都バイオイノベーションセンター（平成20年10月開設）」（以下、3棟を総称して「彩都インキュベーション施設」という。）に入居するバイオベンチャー企業に対し、各施設の開設当初より研究設備を導入する際に要する経費の一部を助成している。</p> <p>(2) 直近3か年の決算額 平成26年度：7,728千円（補助件数9件） 平成27年度：7,116千円（補助件数9件） 平成28年度：5,677千円（補助件数6件） （設備に要した費用の2分の1以内、100万円を限度に補助）</p> <p>(3) 事業の目的と成果指標 彩都インキュベーション施設の入居希望者へのインセンティブを高め、彩都におけるバイオベンチャー等の企業集積を図ることを目的としている。 その成果指標として入居率を設定している。</p> <p>(4) 定期検査 補助金を受給した事業者（インキュベーション施設退去後の事業者も含む）に対しては、補助対象設備に係る減価償却資産の耐用年数期間中、毎年度訪問し、当該設備の現状確認や事業の実施状況等の把握を行っている。</p> <p>2 彩都バイオイノベーションセンター運営事業費補助事業</p> <p>(1) 事業概要 彩都で3棟目のインキュベーション施設として開設した「彩都バイオイノベーションセンター（平成20年10月開設）」に関し、他の2棟のインキュベーション施設と同程度の競争力と施設運営者の安定的な入居者支援機能を確保することを目的に、同施設の運営者に対し、同施設の開設当初より運営費の補助を行っている。</p>	<p>彩都インキュベーション施設に係る補助事業については同施設への入居率を成果指標として設定し、同施設の開設から10年以上が経過するなかで、目標値の80%を達成している状況にある。</p> <p>しかし、バイオベンチャー等が彩都インキュベーション施設で成長し、退去後に府内でどのように事業展開を行っているかについては十分把握していない。</p>	<p>府内においてバイオベンチャー等の成長を支援し、企業集積を図る観点から彩都インキュベーション施設に係る補助の事業効果を検証するために、退去後も入居企業等の活動状況を把握する仕組みを検討されたい。</p>

<p>(2) 直近3か年の決算額 平成26年度：23,528千円 平成27年度：23,520千円 平成28年度：23,484千円 (賃借経費の3分の1相当の額を補助)</p> <p>(3) 事業の目的と成果指標 1 (3)と同様。</p> <p>3 事業効果の検証について 両補助事業の成果指標については、入居率により、事業効果を検証している。 目標の達成状況については平成20年度以降、目標値である入居率80%を達成している。(入居率98% 平成29年8月1日時点)</p> <p>入居状況(平成29年8月1日時点) ・彩都バイオイノベーションセンター 満室(全19室) ・彩都バイオインキュベータ 満室(全33室) ・彩都バイオヒルズセンター 9室(全10室) ※入居期間は、原則として5年以内(平均入居期間：約4年)。 入居企業の研究開発の状況や事業の進展状況等を勘案して、施設運営者が妥当と判断する場合には、再契約を行うことができる。</p>		
措置の内容		
<p>彩都インキュベーション施設に係る補助の事業効果を検証するため、施設退去後も企業等の活動状況を把握する仕組みとして、以下の取組を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回以上、施設運営者から入居企業等の活動状況について情報収集を行うとともに、退去後は、これまで行っていた彩都バイオベンチャー設備費補助金を受給した事業者への事業実施状況の確認に加えて、府内で事業継続する全ての企業等に対し、退去翌年から原則5年間、アンケートにより活動状況を把握する。 		

監査(検査)実施年月日(委員：平成29年8月9日、事務局：平成29年6月7日から同年7月10日まで)

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
府民文化部 人権局 人権企画課	<p>概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="507 512 1670 653"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市内</td> <td>平成29年1月29日から同月30日まで</td> <td>360円</td> <td>平成29年5月31日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	大阪市内	平成29年1月29日から同月30日まで	360円	平成29年5月31日	<p>検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>旅費の精算手続は、旅費の確定後30日以内に精算を行わなければならないことを、人権局局内幹部会議において周知徹底した。</p> <p>また、旅費担当者は定期的に総務事務システム「精算旅費登録」画面上において、未精算者を確認し、未精算となっている場合は速やかに精算するよう、個別に指導することとした。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
大阪市内	平成29年1月29日から同月30日まで	360円	平成29年5月31日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月9日から同年7月4日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課	<p>概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="549 512 1712 674"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市内</td> <td>平成28年8月30日から同月31日まで</td> <td>500円</td> <td>平成28年10月21日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	大阪市内	平成28年8月30日から同月31日まで	500円	平成28年10月21日	<p>検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>所属職員に対して、旅費の精算手続は、旅費の確定後30日以内に行うよう注意喚起するとともに、旅費に関する事務処理について周知徹底を図った。 今後は、適正な事務の執行を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
大阪市内	平成28年8月30日から同月31日まで	500円	平成28年10月21日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月9日から同年7月4日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課 魅力づくり推進課 国際課	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計5件あった。</p> <table border="1" data-bbox="632 562 1412 919"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2名</td> <td>2件</td> <td>平成28年4月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成28年8月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成28年9月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年2月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	2名	2件	平成28年4月	1名	1件	平成28年8月	1名	1件	平成28年9月	1名	1件	平成29年2月	<p>速やかに必要な是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>是正を求められた時間外勤務実績の登録・承認漏れについては、速やかに確認し、時間外勤務実績の登録・承認後、平成29年9月15日に追給した。</p> <p>今後、時間外勤務の実績入力については、職員に対し、速やかに行うよう毎月周知するとともに、直接監督責任者においても承認等の確認を徹底するなど、適切な事務処理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期																
2名	2件	平成28年4月																
1名	1件	平成28年8月																
1名	1件	平成28年9月																
1名	1件	平成29年2月																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月9日から同年7月4日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
府民文化部 府民文化総務課	下記の普通財産の貸付けについて、公有財産台帳に登録・更新されていなかった。					<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>監査において検出された事項について、公有財産台帳に登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
	種別	貸付数量	貸付目的	年間貸付料	貸付期間		
	土地	電柱 1本	配電支持物の設置 (施設名 大阪府立大学事務局)	1,500円	H29.4.1~H30.3.31		
	土地	本柱 1本 支線 1本	電気通信事業のため (施設名 大阪府立大学事務局)	3,400円	H29.4.1~H30.3.31		
	土地	※92.10m	下水道 (施設名 大阪府立大学事務局)	無償	H29.4.1~H30.3.31		
	土地	※本柱 1本 ※支線 1本	電気通信事業のため (施設名 女子大学大仙校舎)	5,400円	H29.4.1~H30.3.31		
	土地	※電柱 1本	電気通信事業のため (施設名 女子大学大仙校舎)	1,500円	H29.4.1~H30.3.31		
土地	※電柱 1本	配電支持物の設置 (施設名 女子大学大仙校舎)	1,500円	H29.4.1~H30.3.31			
※印の貸付分は、過去の履歴はあるが更新されていなかった。							

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年6月9日から同年7月4日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
府民文化部 人権局 人権企画課	<p>下記の普通財産の貸付けについて、公有財産台帳に更新登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="486 489 1860 663"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>貸付目的</th> <th>年間貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1,256.95㎡</td> <td>大阪国際平和センター敷地</td> <td>無償</td> <td>H29.4.1～H32.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	貸付数量	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	土地	1,256.95㎡	大阪国際平和センター敷地	無償	H29.4.1～H32.3.31	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>今回の監査における検出事項について、公有財産台帳の更新登録を行った。 今後、更新漏れ等を防ぐため、定期的な入力確認作業を行うなど、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理を行うよう人権局局内幹部会議において周知徹底した。</p>
種別	貸付数量	貸付目的	年間貸付料	貸付期間									
土地	1,256.95㎡	大阪国際平和センター敷地	無償	H29.4.1～H32.3.31									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月9日から同年7月4日まで）

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	下記の普通財産の貸付けについて、公有財産台帳に登録・更新されていなかった。					速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。	今回の監査における検出事項について、公有財産台帳への登録及び更新を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。
	種別	貸付数量	貸付目的	年間貸付料	貸付期間		
	土地	※ 23.12㎡	自治会所有物の設置 (施設名 元モノレール車両基地)	95,100円	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31		
	土地	1,677.80㎡	自治会行事使用 (施設名 元モノレール車両基地)	20,410円	H28. 8. 20		
土地	1,677.80㎡	自治会行事使用 (施設名 元モノレール車両基地)	20,410円	H28. 12. 11			
※印の貸付分は、過去の履歴はあるが更新されていなかった。							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月9日から同年7月4日まで）

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容	
商工労働部 成長産業振興室 新エネルギー産業課	下記の普通財産の貸付について、公有財産台帳に登録がされていなかった。				速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	監査において検出された不備事項について、公有財産台帳等管理システムにおいて、登録処理を行った。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。	
	種別	貸付数量	貸付目的	年間貸付料			貸付期間
	土地	1,390.27㎡	事業用地 (施設名 森之宮水素ステーション用地)	13,000,000円			H27.10.1～H47.9.30

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月7日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
商工労働部 雇用推進室 労政課	工作物について、公有財産台帳に登録されていなかった。 <table border="1" data-bbox="543 474 1531 604"> <thead> <tr> <th data-bbox="543 474 931 533">種目名称</th> <th data-bbox="931 474 1178 533">数量</th> <th data-bbox="1178 474 1531 533">取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="543 533 931 604">諸標</td> <td data-bbox="931 533 1178 604">12個</td> <td data-bbox="1178 533 1531 604">不明</td> </tr> </tbody> </table>	種目名称	数量	取得金額	諸標	12個	不明	速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	監査において検出された不備事項について、公有財産台帳等管理システムに登録を行った。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。
種目名称	数量	取得金額							
諸標	12個	不明							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月7日から同年7月10日まで）

行政財産使用許可の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>府民文化部 男女参画・府民協働課</p>	<p>大阪府立男女共同参画・青少年センターの敷地内において、行政財産の使用許可を行っている電柱（3本）があるが、当該電柱に行政財産の使用許可又は使用承認の手続を行っていない、道路標識「止まれ」1枚、「駐車禁止」2枚及び道路照明灯3基が設置されていた。</p>	<p>速やかに設置者を特定し、改めて使用許可又は使用承認の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、関係法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>-----</p> <p>【地方自治法】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 八 使用承認 他の部局長等又は同一部局長の所管内における他の課等に公有財産を使用させることをいう。 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。 (使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。 四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>-----</p>	<p>○ 設置者については、道路標識(3枚)は大阪府東警察署、道路照明灯(3基)は大阪市と特定した。</p> <p>○ 本件については、行政財産の目的外使用許可(承認)が必要と判断し、大阪市(使用許可)及び大阪府東警察署(使用承認)から申請を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年9月21日 使用承認(2枚)の申請(大阪府東警察署)。 ・ 平成29年9月29日 使用許可(3基)の申請(大阪市)。 <p>(※) なお、道路標識のうち、「駐車禁止」1枚については、大阪府東警察署の判断により撤去された。</p> <p>○ 本件申請は、適当であると認められることから許可(承認)を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年9月27日 使用承認(大阪府東警察署)。 ・ 平成29年9月29日 使用許可(大阪市)。 <p>○ 今後、行政財産使用許可等の事務を適正に行うため、大阪府公有財産規則及びその他の関係法令等について課内会議において周知徹底した。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年6月9日から同年7月4日まで)

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容														
府民文化部 男女参画・府民協働課	<p>下記については、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、財務諸表上の費用が過大に、公有財産台帳及び財務諸表上の固定資産が過小となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="638 548 1668 1266"> <thead> <tr> <th data-bbox="638 548 1466 617">契約名称</th> <th data-bbox="1466 548 1668 617">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="638 617 1466 726">ドーンセンター運営共同体2階移転に伴う電気設備工事</td> <td data-bbox="1466 617 1668 726">351,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 726 1466 835">ドーンセンター2階相談室間仕切り及び3階什器移設工事</td> <td data-bbox="1466 726 1668 835">405,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 835 1466 945">ドーンセンター3階のLAN配線工事</td> <td data-bbox="1466 835 1668 945">324,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 945 1466 1054">ドーンセンターのひかり電話新設工事</td> <td data-bbox="1466 945 1668 1054">22,680円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1054 1466 1163">ドーンセンター3階のフロアコンセント設備工事</td> <td data-bbox="1466 1054 1668 1163">135,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1163 1466 1266">ドーンセンターへの移転に係る電話回線工事</td> <td data-bbox="1466 1163 1668 1266">232,200円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	金額	ドーンセンター運営共同体2階移転に伴う電気設備工事	351,000円	ドーンセンター2階相談室間仕切り及び3階什器移設工事	405,000円	ドーンセンター3階のLAN配線工事	324,000円	ドーンセンターのひかり電話新設工事	22,680円	ドーンセンター3階のフロアコンセント設備工事	135,000円	ドーンセンターへの移転に係る電話回線工事	232,200円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。(以下略)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件について、会計局会計指導課へ複式仕訳修正依頼し、平成29年9月26日に資産として仕訳修正作業を完了した。 ○ また、公有財産台帳へは、平成30年1月12日に登録を行った。 ○ 今後、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理を行うため、課内会議において周知徹底した。
契約名称	金額																
ドーンセンター運営共同体2階移転に伴う電気設備工事	351,000円																
ドーンセンター2階相談室間仕切り及び3階什器移設工事	405,000円																
ドーンセンター3階のLAN配線工事	324,000円																
ドーンセンターのひかり電話新設工事	22,680円																
ドーンセンター3階のフロアコンセント設備工事	135,000円																
ドーンセンターへの移転に係る電話回線工事	232,200円																

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年6月9日から同年7月4日まで)